



病児・病後児保育利用のしおり

坂町では、お子さんが病気にかかっていたり回復期にあって、安静にする必要があることなどから保育所等に預けることができず、保護者の方が仕事等のため、家庭で保育ができない場合、一時的にそのお子さんをお預かりする病児・病後児保育を開始しました。

■施設名称・場所・連絡先

病児保育室「あおぞら」（以下、病児保育室といたします。）

広島県済生会福祉総合センター内（坂町北新地二丁目3番10号） ※位置図参照

TEL 885-3707

※病児保育室は、「広島県済生会福祉総合センター」1階窓口でご案内します。

■対象児童

次のいずれにも該当する児童

- (1) 当面病状の急変は認められないが、病気が回復していない（回復期も含む）生後6カ月から小学校3年生までの児童
- (2) 勤務等の都合で家庭での保育が困難であり、かつ、坂町及び「病児・病後児保育事業の相互利用に関する協定書」により協定を締結した市町（広島市、呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、岩国市、柳井市、安芸太田町、北広島町、府中町、海田町、熊野町、大崎上島町、世羅町、和木町、周防大島町、上関町、田布施町及び平生町）（以下「協定市町」という。）に住所を有する保護者の児童
- (3) かかりつけ医師等の許可のあるもの

■利用できる病気

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常かかる疾患や、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）等の感染症疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などです。

※ ただし、感染力の強い麻疹（はしか）などは、受入をお断りする場合があります。（病児保育室にご相談ください。）

■利用定員

1日につき3人

ただし、お預かりするお子さん同士の感染等が予想される場合には、定員以内でもお預かりできない場合があります。

■利用日時

月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く）の午前9時から午後5時まで。（時間については相談に応じて、午前8時から午後6時まで）

■利用方法

1 まず、事前に登録をしてください。（坂町在住及び協定市町保護者共通）

- (1) 坂町役場民生課又は町内各保育所・こども園へ、所定の病児保育利用登録申請書を提出します。（電話での登録はできません。） 提出して約1週間後に登録証を送付します。

- (2) 病児・病後児保育利用登録申請書等の関係書類は、坂町役場民生課、各保育所・こども園に備え付けてあります。また、事前に病児保育室の見学（要予約）をおすすめします。
- (3) 登録の有効期間は、登録証が届いた日からその日の属する年度の3月31日までとし、更新の必要がある場合は、手続きを行ってください。

2 利用の流れ

- (1) 利用する場合は、原則として坂町在住の保護者は利用日前日までに、協定市町の保護者は利用日前日の15時以降に病児保育室に予約をしてください。
- 予約受付時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとし、キャンセルをする場合は利用するまでの開室時間内に連絡をください。
- (2) 対象児童が次のいずれかに該当する際は、利用できない場合がありますので、予約の際に病児保育室に電話で確認をしてください。
- ① 感染症を有し、かつ、感染のおそれがあるとき。
 - ② 病状が重く、入院加療の必要があるとき。
 - ③ 定員を超え、病児保育の実施体制の維持が困難であるとき。
 - ④ その他、病児保育を行うに当たり、不適当と認めるとき。
- (3) かかりつけ医等の診察を受け、診療情報提供書を医師に書いていただき、診療情報提供書と病児保育事業利用申請書を病児保育室に提出します。
- (4) 利用の際には、次のものを持参してください。
- 健康保険証 福祉医療費受給者証 母子健康手帳 印鑑 着替え（2～3組）
 - 紙おむつ・おしり拭き等汚い物を入れる袋 ミルクと哺乳びん（乳児の方）
 - 薬（かかりつけの医療機関で処方されている場合） 飲料（イオン飲料、ジュース等）
 - 好きなおもちゃ、ビデオ
- ※持参物には、お名前をご記入ください。
- ※紙おむつや飲料等、こちらで用意したものを使用した場合は、実費をいただきます。
- ※アレルギーのお子さんは、昼食とおやつをご持参ください。

(5) 利用料金

- ・登録料（初回登録時のみで、初回利用時にお支払いください） 1,000円
 - ・利用料 ①5時間まで 1,500円 ②5時間を超えると 2,000円
 - ・延長料金（午前9時から午後5時を除く時間） 30分につき 100円
- ※生活保護世帯又は町民税非課税世帯には減免があります。該当世帯の方は、登録時に役場民生課にご相談ください。
- ・昼食・おやつ代 500円

■その他

- (1) 緊急の場合、保護者の許可なく、医療行為を行う場合があります。
- (2) 利用時間内であってもお子さんの様態の変化によりお迎えをお願いする場合があります。
- (3) 診療情報提供料や、保育中医療行為が必要となった場合の医療費等は利用者の負担となります。
- (4) 医師による病状の確認。診察の結果、預けることが困難と判断された場合は、すみやかに予約をキャンセルしてください。

○病児保育のことでご不明な点はお気軽にお尋ねください。

坂町役場民生課 電話 (082) 820-1505 (直通)

E-mail minsei@town.saka.lg.jp



位置図

所在地：安芸郡坂町北新地二丁目 3-10（広島県済生会総合センター内）

TEL (082) 885-3707

